

# 第3 サポートチームの形成

対応2  
サポート  
チームの  
形成

サポートチームは、それ自体が独立の組織として存在し特定の権限を持つものではなく、各関係機関等の権限等の範囲内で、それぞれの機関等の役割を有機的に結びつけることによって、共通の目標を達成しようとするものである。

そこで、学校においては、児童生徒の問題行動等に対応するため、関係機関等から構成されるサポートチームの形成を要請しようとするときには、次の点に留意して対応することが望ましい。



## 1 サポートチーム形成の要請

### 1 要請主体

サポートチーム形成の要請は、校長が、校区内ネットワーク等の意見を踏まえつつ、市町村教育委員会を通じて市町村ネットワークの事務局に対して行うのが望ましい。

学校の教職員は当該児童生徒に接する機会が多いことから、問題行動等に気付くことが多く、かつ、当該児童生徒について熟知している場合が多い。また、サポートチームの要請に至る前までに、校区内ネットワーク等による対応がなされている場合もあり、対応の連続性を維持する観点からも、問題行動等に至った児童生徒が在籍している学校の校長が要請主体となるのが望ましい。

校長が教育委員会からの指導・助言に基づいてサポートチームの形成の要請を行う場合や、関係機関等からの情報提供を受けて教育委員会がサポートチーム形成の要請を行う場合もあり得る。

このように、教育的観点からサポートチームの形成が必要であると教育委員会が判断する場合には、教育委員会はサポートチームの事務局的機能を積極的に果たすことが求められる。

対応2  
サポート  
チームの  
形成



## サポートチームの形成についての検討例

- ア 生徒が出会い系サイトに関係したトラブルを養護教諭に相談したため、養護教諭は学級担任、スクールカウンセラーを交えた三者で生徒からの相談に対応した。スクールカウンセラーは少年サポートセンターとの連携が必要と考え、校長、教頭、生徒指導主事を交えて協議を行い、少年サポートセンターを含めたサポートチームの形成が必要と判断し、校長が教育委員会へ要請した。
- イ 保護者に問題があり学校での様子が落ち着かない児童への対応に学校が苦慮していたところ、従前から保護者へのカウンセリングを行っていた児童相談所から学校へ連絡があり、虐待が疑われる状況も見受けられたため、学校と児童相談所が協議の上、校長が児童相談所に対して通告とともにサポートチームの形成を要請した。
- ウ 保護者が教育センター、児童相談所、病院等に相談に出向いている状況にあったため、指導の一本化を図るために、学校が関係機関と相談の上、教育委員会に対してサポートチーム形成の要請を行った。

学校は、これまでの指導の経過等について説明するとともに、教育委員会等の協力を得ながらメンバーの原案を作成した上で、サポートチーム形成の要請を行う。

 P32 2  参照

## 2 要請に対する検討等

サポートチーム形成の要請を受けた市町村ネットワークの事務局は、市町村ネットワーク構成員の同意が得られたときにサポートチームを形成する。

関係機関等が前向きな姿勢で連携しなければ、連携してもその効果は上がらない。そのため、教育委員会等の市町村ネットワークの事務局は、サポートチーム形成前にメンバーとなる他の機関等に対し、当該児童生徒に対しサポートチームを形成する必要性について十分な説明を行い、理解してもらう必要がある。

その際、市町村ネットワークにおいては、多くの関係者が参加することにかんがみ、個人情報の取扱いに十分注意する必要がある。 P39 第4 1  以下参照

なお、緊急の場合については、会議を開かず電話等により、関係機関等の了承を得た上でサポートチームを形成し活動を始めるなど、運用上工夫をすることが大切である。

対応2  
サポート  
チームの  
形成

教育委員会は、市町村ネットワークの事務局であるか否かにかかわらず、学校からのサポートチーム形成の要請を受けて、他の市町村ネットワークの構成員に伝達するための体制を整備する。

教育委員会が市町村ネットワークの事務局でない場合としては、例えば、警察のサポートネットワークを活用するのであれば、警察本部少年課（少年サポートセンター）が事務局となる。また、児童生徒の問題行動等の背景に児童虐待があると思われる場合は、児童相談所や福祉事務所へ通告・相談することとなるが、その上で、児童虐待防止ネットワークを活用して支援を行う際は、市町村の児童福祉主管課などが事務局になると考えられる。このように、市町村ネットワークの事務局は、どの市町村ネットワークを活用するかによって異なってくる。

## 2 サポートチームのメンバーの選定等

### 1 メンバー選定に当たっての考え方

当該児童生徒に対してどのような支援が必要かという観点から、関係機関等を選定する。

当該児童生徒やその家庭の状況を的確に把握し、必要とされる支援や状況の改善に役立つと思われる支援を行うことができる関係機関等を選定する。

適切な関係機関等の中から実際に対応できる人物を選定する。

役職や立場で人選した場合、迅速かつ実質的な対応が困難になる等の弊害が生じる可能性がある。

メンバーは必要な範囲に限定し、広げすぎない。

サポートチームの規模が大きくなると、形式に流れ、機動的な動きが妨げられるおそれがある。また、個人情報保護に留意する必要があることから、サポートチーム形成当初は必要最小限のメンバーで構成し、問題行動等の変化に応じてメンバーを入れ替える等、弾力的な編成を考える。



問題行動等への対応に関する行動連携(案) → 【参考資料9:P84】



## メンバー選定の例

授業妨害、暴力行為等を繰り返す生徒に対して、当初は学校の生徒指導担当教員、少年補導員、児童相談所等でサポートチームを形成していたが、児童相談所からハローワークの職業指導官をサポートチームに入れてはどうかという提案があり、本人が進路の見通しをもつことで立ち直りを期待できると判断し、サポートチームにハローワークの職業指導官を入れることとした。

## 2 メンバー選定における工夫

### 校区内ネットワークにおける対応を踏まえ、地域の人材を積極的に活用する。

サポートチームの形成においても、警察、児童相談所等の関係機関のみならず、校区内ネットワークの延長として、民生・児童委員、主任児童委員、保護司、少年警察ボランティア、医師、地域の事業者、NPO等の地域の人材を積極的に活用することが必要である。

市町村ネットワークに参加していない医師や地域の事業者、NPO等についても、児童生徒への支援の観点から必要と思われる場合には、サポートチームへの参加を求めていくことが望ましい。

なお、地域の人々に支えられているという意識を当該児童生徒やその家族に感じさせることが立ち直りへの大きな力になるという観点は、サポートチームを形成する際に重要な要素となる。

### 保護者の協力が得られると対応がより効果的になるため、保護者のサポートチームへの参加も視野に入れることが重要である。

児童生徒の問題は家庭環境や保護者の養育態度によることも多く、保護者の協力が得られないと根本的な解決が難しい場合もある。また、保護者については、本来養育に責任を持つ者であり、児童生徒との関係を考慮して、場合によっては保護者自身にサポートチームのメンバーとなってもらうことも考えられる。

対応2  
サポート  
チームの  
形成



## 保護者が参加した例

怠学傾向にあり、触法行為や不純異性交友等を繰り返す生徒について、母親は育児や教育に自信がなく家庭で十分な指導ができない状況であった。生徒が補導されたことを機にサポートチームを形成する際、母親もメンバーの一人となり、生徒の状況や対応の方向性について母親、学校、関係機関が綿密に協議して生徒への取組を進めると同時に、関係機関は母親を支える体制をとった。その結果、学校、関係機関、母親が共通認識を持って生徒に対する指導を継続することができ、生徒の生活も落ち着きを見せ始めた。



## 参考：親権者について

親権とは、必ずしも両親が持っているとは限らず、例えば両親が離婚した際には、どちらか一方の親が親権者となる。しかし、親権を持たない親が子どもと同居している場合もある。このような場合、同居している親（非親権者）だけではなく、親権者である親にもサポートチームの活動について必要に応じて了解を得る場合もある。

## 3 適切な役割分担

サポートチームの活動においては、各機関等の専門性等を有機的につなげ、それらの機能を最大限活用することが重要である。  
そのためには、適切な役割分担を行う必要がある。

特定の機関だけに過度な負担がかからないよう調整を行うことが必要である。また、それぞれの役割を明確にすることで、学校が取り組むべきことも明確になる。



### 役割分担の例

- ア 無断外泊を繰り返し、何度か補導されている父子家庭の生徒について、学校、教育委員会、教育センター、主任児童委員、児童相談所、少年サポートセンターでサポートチームを形成した。役割分担として、学校は本人への継続的な働きかけ、教育センターは父親への面接指導、教育委員会は関係機関との調整と対応記録の把握、主任児童委員は本人や友人への対応、児童相談所は本人の支援に関する情報提供、少年サポートセンターは捜索願が出され保護された後の対応を担当した。
- イ 中学生数人が無職少年も出入りするたまり場に集まり問題行動を起こしていたため、たまり場を解消すること及び中学生と無職少年とのつながりを断たせることを目指しサポートチームを形成した。中学生に対しては、学校による学業指導や児童相談所による家庭援助等を中心に支援を行い、同時に、無職少年に対しては、主任児童委員、児童相談所、警察署、少年警察ボランティアにより、生活の援助や就職援助等を行った。

## 4

# 連携調整役（コーディネーター）の決定等

## 1 連携調整役（コーディネーター）の役割

同じ方向性を持った指導・支援を行うためには、各機関等の活動を調整する連携調整役（コーディネーター）の役割が重要である。

サポートチームは、個々の児童生徒について関係機関等が各々の権限等に基づいて対応を行うものであることから、それらを有機的に結びつけて調整していく連携調整役（コーディネーター）が必要である。

連携調整役（コーディネーター）は、  
個々のサポートチームにおいて中心的な役割を果たす。

連携調整役（コーディネーター）は、具体的な連絡・調整、個々の事例の検討会議の運営、個別指導計画の策定等を行う際に中心的な役割を果たすことが期待される。

## 2 連携調整役（コーディネーター）の役割を担う機関等

生徒指導上の問題に関しては、連携調整役（コーディネーター）として関係機関等との具体的な連絡・調整を行うのは、  
原則として教育委員会（又は教育委員会が委嘱した指導員）等が適切である。

生徒指導上の問題に関しては、学校の教職員が児童生徒の問題行動等に直接接しており、サポートチームにおける支援の中心が児童生徒への教育的対応となることに加え、校区内ネットワークにおいて一定の対応がなされている場合もあることから、教育委員会が進行調整を行うのが基本であると考えられる。

なお、教育委員会であれば、学校に対して指導する立場にあることから、生徒指導に関する域内の様々な情報が集まり、関係機関等との連絡も取りやすい。

地域の実情を踏まえた上で、個々の児童生徒の問題行動等の要因に応じて、最も適切に対応し得る市町村ネットワークの機関等が進行調整を行うことが望ましい。

例えば、ネグレクトが原因で不登校となっており、保護者が協力的でない場合などは、家庭環境の調整が重要かつ中心的な問題となることから、学校は児童相談所や福祉事務所へ通告・相談を行い、児童相談所や福祉事務所が関係機関等の調整を行う方が適切である場合が多い。

また、児童生徒が非行集団に所属し、問題行動が深刻化・広域化しているような場合には、事件捜査も視野に入れる必要があり、警察や少年サポートセンターが調整を行うことが適当である。

## 連携調整役(コーディネーター)の資質の向上を図る。

適切な連絡・調整や会議運営を行う上で、連携調整役(コーディネーター)の役割は大きく、チームとして目標を達成できるか否かは連携調整役(コーディネーター)の力量による部分も多い。教育委員会やその他の市町村ネットワークの構成員は、連携調整役(コーディネーター)を担うことが予想される機関の職員等を対象とした研修会、事例検討会等を実施し、連携調整役(コーディネーター)を果たすことのできる人材を育てることも重要である。



### 連携調整役(コーディネーター)を担った機関等の例

- ア 学校における対応が中心となる場合は、市教育委員会が関係機関等からの情報を収集しながら状況を把握し、サポートチームのメンバーになることが考えられる機関等について学校へ助言するなど、連携調整役(コーディネーター)を担っている。学校生活に適応できず、家出も繰り返すようになった生徒への対応の際、市教育委員会は警察と連携を図りながら、女性の少年補導員等による指導を提案した。
- イ 不登校傾向にあり、登校しても学校生活に適応できない児童への対応について、背景に保護者の無関心や家庭における生活習慣の欠如等があり、福祉部局の協力が欠かせないことから、市の福祉部局にサポートチームの連携調整役(コーディネーター)を依頼した。福祉部局は教育委員会と連携しながら、福祉部局内の関係課、家庭児童相談員、主任児童委員、民生・児童委員、児童相談所等へ、家庭への訪問指導や児童が登校するための支援など具体的な対応を依頼した。関係機関等が集まったの協議も、福祉部局のネットワークにおける事例会議を活用し効率化を図った。
- ウ サポートチームのメンバーとしてスクールソーシャルワーカーが加わり、対象生徒への支援方針について助言を行い、また、学生による家庭訪問の際にスーパーバイザーとなった。さらに、スクールソーシャルワーカーが地域の人々を対象とした研修会の講師も務め、地域の人々の意識の啓発に寄与している。
- ※ スクールソーシャルワーカーは、学校を基盤として、子どもたちの成長を阻害する環境を取り除くよう支援する役割を果たしている。

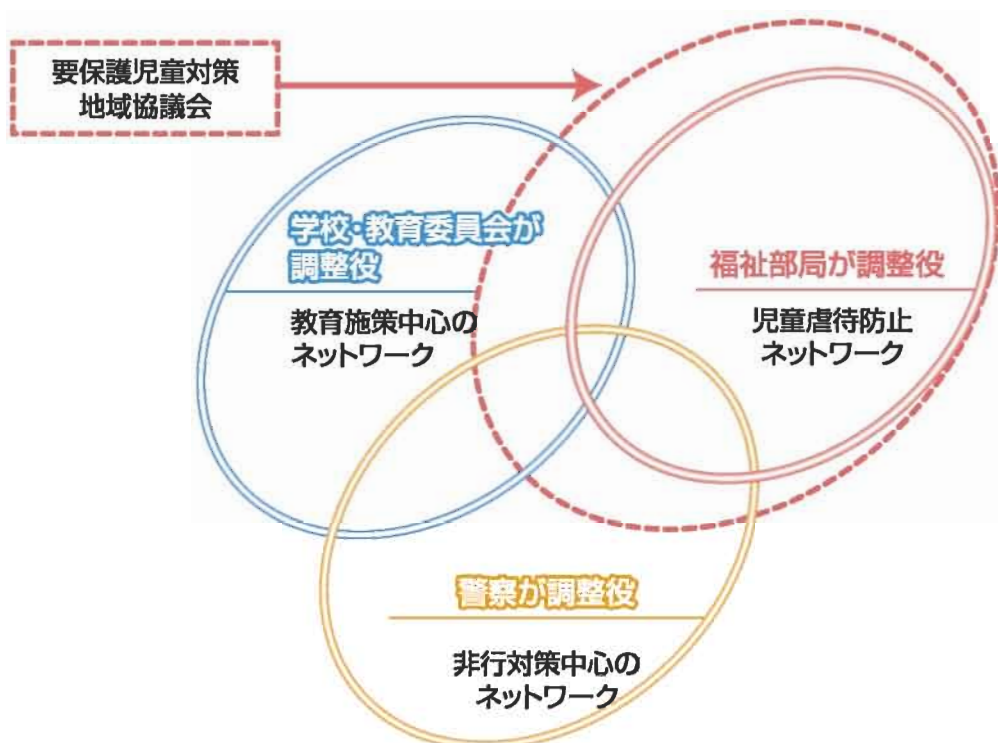
## 5 他のネットワーク等の活用

### 他のネットワーク等の枠組も利用する。

既に他のネットワーク等（警察が主体となったサポートネットワークや児童虐待防止ネットワーク）が存在し、個々の児童生徒への対応について関係機関等が連携する場として機能している場合は、支障のない限りその枠組を利用することも考えられる。

参考 4

### 他のネットワークとの関係



〈要保護児童とは〉

要保護児童（児童福祉法第25条「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認める児童」）の範囲については、以下のように解されている。

- ① 保護者のない児童
- ② 保護者に監護させることが不適當と認める児童
  - ・ 保護者にその原因がある場合
  - ・ 児童本人の行為や心身上の障害にその主な原因がある場合

不良行為（犯罪行為を含む）をなし、又はなすおそれのある児童や、家庭環境その他の環境上の理由により生活指導を要する児童で、児童自立支援施設に入所する必要のある児童のみならず、施設通所や専門の職員の指導を必要とする程度の場合も含む。

このように、要保護児童については相当程度広範囲の要する児童を含むものと考えられる。

対応2  
サポート  
チームの  
形成